

消防法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 消火器具に関する基準の見直し

消防法施行令別表第一(三)項に掲げる防火対象物について、延べ面積が百五十平方メートル未満の火を使用する設備又は器具（防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。）を設けたものについて、消火器具の設置を義務付けること。（第十条第一項関係）

第二 その他

その他所要の規定の整備を図ること。

第三 施行期日

この政令は、平成三十一年十月一日から施行すること。（附則関係）